（詳細版）LC-PFAS 等を POPｓ条約廃絶対象物質に追加を締約国会議へ勧告を決定

The Knights

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」（POPRC）の第 19 回会合が、2023 年 10 月 9 日～同年 10 月 13 日に開催されました。

POPRC19 で決定した内容は、以下のとおりです。

(1)条約対象物質への追加を次回締約国会議（COP12。2025 年 4～5 月開催予定。）に勧告

①中鎖塩素化パラフィン（MCCP。炭素数 14～17 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 45％以上のものに限る。）（提案国:英国）

【主な用途】金属加工油剤・難燃性樹脂原料等

自動車、社会インフラ向け電気電子機器、医療機器に用いる金属加工油剤や修理用部品等のための MCCP の使用（加工プロセスを含む。）を適用除外とした上で、廃絶対象物質（附属書 A）に追加すること。

なお、規制の対象となる MCCP の定義の範囲については議論を継続する。

②長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）※とその塩及び LC-PFCA 関連物質（提案国:カナダ）

※ 炭素数:9～21

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体等

信頼性試験や温度管理用の不活性フッ素液体、電気電子機器の閉鎖系で用いる熱媒体及び熱媒体を含有する修理用部品等のための LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質の使用を適用除外とする。

なお、適用除外の用途を更に明確化するため、適用除外の用途に使用する化学物質の情報を収集すること。

(2)条約対象物質としての検討

①クロルピリホス（提案国:欧州連合）

【主な用途】殺虫剤

リスクプロファイル案を審議、検討した結果、クロルピリホスが重大な悪影響をもたらすおそれがあるとの結論に達し、次回会合（POPRC20、2024 年 9 月開催予定）においてリスク管理に関する評価を検討すること。

(3)その他の検討

在庫、使用中の製品及び成形品並びに廃棄物に含まれる POPs の表示等に関する会期間作業グループを設置し、情報提供を求めること。

当社では、LC-PFCA の製品分析を行っております。お気軽に、お問合せください。

資料　2023 年 10 月 20 日付　環境省報道発表資料

有機分析箇所　長谷川知草

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！

PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問合せはこちら